

帯広市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
帯広市認可地縁団体印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

帯広市長 上 野 庸 介

帯広市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例
帯広市認可地縁団体印鑑条例（平成 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に、「地縁団体登録台帳」を「認可
地縁団体台帳」に改める。
第 8 条中「地縁団体登録台帳」を「認可地縁団体台帳」に改める。
第 13 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（説 明）

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の整理をするため、条例の一部を改正しようとするものである。